

入所申し込みに関する注意事項

1. 入所申し込み期間について

- ① 申込みの有効期間は要介護認定の有効期間とします。
- ② 要介護認定の更新があった場合は、お手数ですが更新した介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
- ③ 有効期間満了日より3ヶ月経過しても、更新の申し出がない場合は、入所申込みを取り下げたものとみなし、その後に更新の申し出があった場合は、新規の申込みとして取り扱いますのでご了承下さい。

2. 提出資料について

- ① 入所申込書（様式1）に、次に掲げる書類を添付し提出してください。
 - ア 入所申込調査票（様式2）
 - イ 介護支援専門員意見書（様式3）
 - ウ 介護保険被保険者証及び介護保険負担限度額認定証の写し（所持されている方）※全ての書類が揃った時点で申込みが完了となります。また、入所の必要性を判断する上での重要な書類となりますので、記入漏れ等がないようお願い致します。

② 健康診断書（施設から連絡があった際に、現在の主治医へ作成を依頼して下さい）

3. 入所者の決定について

- ① 入所の順番は、お申し込み順ではありません。
- ② 「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき、別に定める「特別養護老人ホームぬくもり山王入所ガイドライン」に掲げる評価基準等を参考に、入所調整委員会の議を経て決定されます。

4. 入所申込み内容の変更について

- ① 入所申し込み中に、入所申込書の内容に変更がありましたら、随時施設までご連絡下さい。（身体状況の変化、他施設への入所決定、介護者・家族の変更等）
また、死亡した際もお手数ですがご連絡くださるようお願い致します。
- ② 要介護認定の変更があった場合は、変更後の介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
- ③ 必要に応じて、再度入所申込書の提出をお願いする場合がございます。

5. 利用料金について

- ① 利用料金は別紙「利用料金表」をご確認下さい。
- ② 料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

6. 入所相談窓口について

- ① 特別養護老人ホームぬくもり山王までお問い合わせ下さい。入所申込書を持参される場合は、担当者が不在の場合もございますので、必ず事前に連絡を下さるようお願い致します。